

国名	イギリス
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p> <p>(2020年度)</p>	
<p>被保険者</p> <p>(◎強制△任意×非加入)</p> <p>(2020年度)</p>	<p><基礎年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共に16歳以上で、週120ポンド以上の賃金のある被用者と、年間純利益が6,475ポンド以上の自営業者は、原則的に強制加入(◎)。 ・最低所得額未満の低所得者・無業者は基礎年金に任意に加入することができる(△) <p><付加年金：報酬比例年金，国家第二年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低所得額以上の収入をもつ被用者は原則的に強制加入(◎) ・ただし、一定要件を満たす確定給付型職域年金に加入する被用者には、付加年金の適用除外が認められる。 <p><一層型年金：2016年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年4月に、基礎年金と付加年金を統合した新しい公的年金制度「一層型年金」が導入された。対象者は、2016年4月6日以降に年金支給開始年齢に到達する人。 ・一層型年金は定額給付。従来の付加年金における適用除外制度は廃止される。
<p>保険料率 (2020年度)</p>	<p><第1種保険料> 被用者と事業主が負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者負担：週120～183ポンドの所得について0%，週183.01～962ポンドの所得について12.0%，週962ポンド超の所得について2%の保険料を拠出する。 ・事業主負担：週120～169ポンドについて0%。週169.01ポンドを超える被用者所得について13.8%の保険料が課せられる。 <p><第2種保険料> 自営業者が対象。保険料は定額で週3.05ポンド。なお、年間純利益が6,475ポンド未満であれば、保険料納付義務はない。</p> <p><第3種保険料> 最低所得額以下の低所得の任意加入者が対象。保険料は週14.65ポンド</p> <p><第4種保険料> 年間純利益9,501ポンド以上の自営業者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間純利益9,501～50,000ポンドについて9%，50,000ポンドを超える利益に2%の保険料が課せられる。 <p>*なお、上記保険料は、老齢・障害・死亡・出産・失業・労働災害を総合的に扱う「国民保険」の保険料率である。公的年金のみの保険料ではないことに注意が必要。</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>男女ともに65歳 (2020年5月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、2020年10月に男女ともに66歳に引き上げられる。その後、2026年～28年にかけて67歳、2037年～39年にかけて68歳に引き上げる予定。
<p>基本受給額 (2020年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金 (満額) 単身：週134.25ポンド，夫婦：週214.70ポンド ・付加年金：加入者の所得に応じて支給 ・一層型年金 (2020年度)：満額で週175.20ポンド (個人単位)

<p>給付の構造</p>	<p><基礎年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額給付。満額受給には、保険料拠出等に基づく有資格年数30年が必要。また、最低有資格年数は1年であり、1年分の保険料を支払えばそれに応じて受給できる。 <p><付加年金></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 報酬比例年金（2002年に廃止。2002年までに支払われた保険料に対する給付は継続） <ul style="list-style-type: none"> ・一律の給付乗率で所得に比例して年金額を決定。なお給付乗率は、2000年から2009年にかけて25%から20%へ段階的引き下げ。 ・$\Sigma [(各年度の所得額 - 最低所得額) \times 再評価率] / 加入年数 \times 乗率$ ② 国家第二年金：（2002年に新設。報酬比例年金に代替） <ul style="list-style-type: none"> ・報酬比例年金よりも所得再分配機能を強化するように、所得帯や給付乗率を変更。 <p><一層型年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額給付。満額受給には、保険料拠出等に基づく有資格年数35年が必要。加入期間が35年未満であれば、それに応じて、受給額が減額される。ただし、最低でも10年の有資格年数がなければ、減額された年金額も受給できない。
<p>所得再分配</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧制度では、被用者が負担する第1種保険料は報酬比例なのに対して、基礎年金は定額給付であるため、基礎年金部分で所得再分配が行われている。また、国家第二年金は低所得層に手厚い給付となっており、再分配機能を重視。 ・さらに、一層型年金では、緩やかな報酬比例となっていた付加年金を廃止し、定額給付の1階建ての年金となる。保険料の仕組みは現行方式のままであり、被用者の保険料は報酬比例であるのに給付は定額なので、一層型年金は所得再分配効果がより大きな年金制度となる。
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>基礎年金、付加年金ともに賦課方式。一層型年金も賦課方式。</p>
<p>国庫負担</p>	<p>原則なし</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>年金制度の枠内では特にはない。</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>租税を財源にして、資力調査を受けた上で受給できる高齢者向けの資力調査付き給付「年金クレジット」で対応。</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・付加年金を確定給付の職域年金で代替する適用除外制度がある。なお、一層型年金の下では、適用除外制度は廃止となる。
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>公的年金と私的年金を合わせた年金受給見込み額について定期的に情報提供。</p>

(藤森克彦・みずほ情報総研主席研究員／日本福祉大学教授)